

令和2年8月27日開催

## 新庄市農業委員会第3回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年8月）議事録

1. 開催日時 令和2年8月27日（木）午前9時

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（17名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	清水	哲夫	4番	間	真一
5番	田宮	成彦	6番	丹	茂
7番	星川	豊	8番	五十嵐	成生
9番	佐藤	啓右	10番	齋藤	謙二
11番	指村	貞芳	12番	三原	康志
13番	高山	光弥	15番	星川	吉和
16番	下山	秀一	17番	星川	秀男
18番	佐藤	喜代志			

4. 欠席した委員（1名）

14番 森 良一

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消しについて  
日程第 4 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について  
日程第 5 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 6 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
日程第 7 報告第 5 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩 主 査 早坂 和弥  
主 事 長南 友紀

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 2 年度新庄市農業委員会第 3 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は 14 番の森良一委員 1 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 3 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それでは審議に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番丹茂委員と7番星川豊委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、8月19日に双方に確認しましたところ、調査書の通りで間違いありませんでした。問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第4号農地法第5条の規定による許可の取消しについてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可の取消しについて、八向地区1件を議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、8月17日に調査及び聞き取りを行った結果、取り消しの理由については事務局説明の通りであります。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第5号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第5号農業振興地域整備計画の変更について、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

議案第5号農業振興地域整備計画の変更について、8月20日に〇〇さんに連絡をとり、現地を確認し話を伺ってきました。事務局説明の通りで問題無しと判断しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第5号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、萩

野地区1件、八向地区4件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知ついてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第5号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第5号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件ございます。

議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第5号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第5号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。  
これで、新庄市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年8月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 星 川 豊